



今だからこそ大切にしたい

琴浦東小学校 校長 藤本 由美

「校長先生、おはようございます。」

琴浦東小学校での私の一日は、この言葉から始まります。

あちらこちらから聞こえてくる子どもたちのあいさつに、

「さあ、活動開始！」のスイッチが入り、それまで静かに眠っていた校舎が一気に目覚めたように感じられます。

「気持ちのよいあいさつができる子」は、琴浦東小学校の今年度の目標のひとつです。名前を呼んであいさつをする子。目の前で立ち止まりあいさつをする子。会釈をしながらあいさつをする子。帽子をとってあいさつをする子……。あいさつの仕方は様々ですが、子どもたちの気持ちがまっすぐ心の中に飛び込んできて、何とも言えない心地よさに満たされます。

以前、あいさつの「挨拶」という漢字は「開く」を、「拶」は「迫る」を意味していると聞いたことがあります。つまり「挨拶」は「心を開いて相手に迫る」ことなのだそうです。「おはよう」「こんにちは」「さようなら」「おかえりなさい」「ただいま」……。朝に、昼に、夜に、そして家庭で、学校や職場で、地域で交わされるあいさつは、心を通わせる最も身近なコミュニケーションの手段と言えます。たった数文字の短い言葉でも、そこには、相手を意識し大切に思う温かな思いが確かに込められているに違いありません。

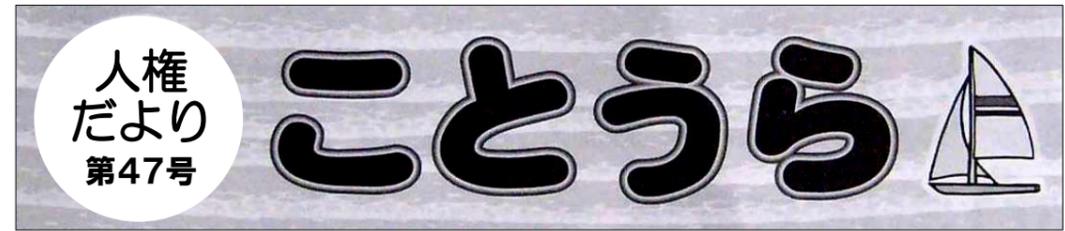
コロナ禍により生活様式が大きく変わった今、インターネットやSNS等の普及により人との関わり方が問われている現代だからこそ、改めてあいさつの大切さを見直してみるときののではないのでしょうか。

入学式後の初めての登校で、6年生のあいさつをまねる1年生の姿を見ました。「あいさつをしましょう。」と言うのは簡単です。でも、まずは自分から。今日も笑顔であいさつ、そして人とのつながりを紡いでいきたいと思ひます。



琴浦中学校区
人権啓発キャラクター
ふわふわちゃん

編集後記：今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計画していた人権学習推進委員会での活動がほぼ中止になりました。そうした中で、今回の人権だより第47号発行のためご協力いただいた皆様方には心より御礼申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。(事務局)



発行
令和4年2月1日発行
琴浦中学校区
人権学習推進委員会
事務局
琴浦公民館
倉敷市児島下の町9-2-27
TEL・FAX 086-473-0080

中学校区テーマ 人権をたいせつにしあう明るい地域—琴浦—

重点課題 元気で明るい子どもを育てよう

令和3年度 役員・活動内容が決定しました

今年度も昨年度と同様に、書面による表決により、令和3年度の役員及び活動内容が下記の通り決定されました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動も制限されるものがありましたが、可能な範囲で活動を推進していきたいと思ひます。

令和3年度 琴浦中学校区人権学習推進委員会 名簿（敬称略）									
会長	藤井 昭佐								
副会長	細川 洋	須藤健太郎	井上 太	藤森沙矢香	貫井 治				
監査	内田 浩二	金堂 慶子							
委員	高橋千鶴子	藤原 健一	山坂 敏美	黒明賀洋子	保家 洋子	田中 清子	瀧田いづみ	角南 英子	
	長尾 公平	国代 建作	瀬野 智史	堤 由隆	大月 宏志	下畠 重春	中西 文明	石井 和美	
	清板三代子	大西美和子	安藤 和夫	近藤こず恵	中川 博之	藤本 由美	高橋 宏徳	田尾 和彦	
	洲脇 寛之	原 道子	権田 政美	幸田 正美	千田 浩子	松井 明子	佐藤 玲子	荻野 佳子	
事務局員	松本 光一	山室 裕子	岡田 誠司	大森 由貴	中尾 祐麻	三崎伸一郎	有田 博彦	西田 靖	
	山中由美子	増成 優子	斉藤 弥香	松本 早苗					

年間行事	啓発・広報活動	会議
	<ul style="list-style-type: none"> ○人権ポスターの募集・展示 ○啓発グッズの配付 ○人権だよりの発行【2/1】 	<ul style="list-style-type: none"> ○総会（書面表決） ○事務局会【1/27】 ○役員会【2/4】 ○推進委員研修会【2/4】

倉敷市人権ポスター応募作品の展示を琴浦公民館・唐琴公民館で行いました。また、琴浦中学校区人権学習推進委員会が募集した人権ポスターを、琴浦南小学校・琴浦中学校・琴浦東小学校・琴浦西小学校・琴浦北小学校・唐琴公民館・琴浦公民館の順で巡回展示を行いました。



琴浦公民館



唐琴公民館

人権ポスター展示

人権学習推進委員会主催事業

人権ポスター展

各校の作品（全26点）を10月4日から各小中学校・公民館で順次1月25日まで展示しました。
本年度もたくさんの力作がそろいました。

代表作品



琴浦東小2年 明石 篤志



琴浦東小5年 大西 紗菜



琴浦西小6年 多田 琴音



琴浦西小6年 江草 古阜



琴浦南小1年 大島 華



琴浦南小6年 牧山 莉子



琴浦中2年 河合 心結



琴浦北小5年 藤原 快吏



琴浦北小6年 貫井 涼央



琴浦中3年 中山 優香

上の町保育園

みんなの願いとともに...



今日は七夕会。「ぼくのこころ」「きれいだね」と笹を見ながら楽しそうに話す子どもたち。今年も地域の方に笹をいただき、友達や保育士、お家の人と一緒に笹に短冊や飾りをつけ完成させました。「すいかをいっぱい食べたい」というかわいい願いや「コロナがなくなるように」「〇〇に遊びに行きたい」という今だからの願いもあり、みんなの願いが叶うようお願いをしました。また、家でも七夕の雰囲気味わってもらおうと、飾りつけた笹を一枝ずつ親子で持ち帰ってもらいました。大人と一緒に四季折々の行事を体験することは、子どもたちの感性や文化への関心の芽を育てていきます。これからも少しでも楽しい経験

ができるよう地域の方の協力を得たり、工夫して取り組んだりしながら、子どもたちの豊かな心の育ちを応援していきたいと思ひます。



啓発活動

啓発活動用ポケットティッシュに新たな人権クイズを入れて配布しています。この人権クイズを何点か紹介します。

「ユニバーサルデザイン」とは・・・
障がいのある方々が利用しやすいようにと考えられたデザインのことである。○か×か？

《答え》×

【解説】「ユニバーサルデザイン」とは、障がいの有無だけでなく、『年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全、安心で、利用しやすいように建物、製品、サービスなどをデザインする』という考え方です。【岡山県ホームページより】
頭文字をとって「UD」と表現する場合もあります。

1989年に国連で採択された『子どもの権利条約』では、何歳までが「子ども」とされているでしょうか？

- ① 16歳未満（15歳まで）
- ② 18歳未満（17歳まで）
- ③ 20歳未満（19歳まで）

《答え》②

【解説】子どもの権利条約の第1条に、「子ども」の定義が次のように示されています。
『この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達した者を除く。』
【政府訳：日本ユニセフ協会ホームページより】
つまり、17歳までがこの条約でいう「子ども」になります。